

第2次小樽市緑の基本計画について

第3回策定委員会

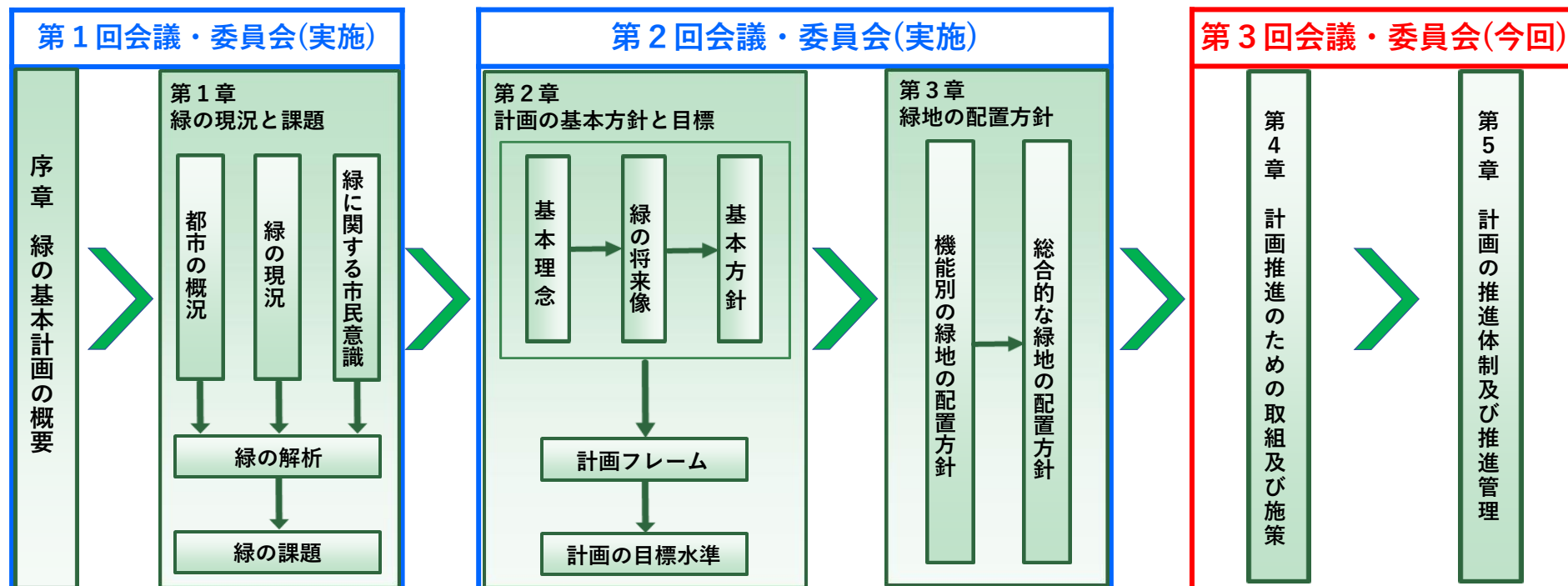
- | | | |
|-----|--------------------|---------|
| (1) | 計画の策定経過について | P1 |
| (2) | 計画推進のための取組及び施策について | P2 ~P19 |
| (3) | 計画の推進体制及び推進管理について | P20~P25 |
| (4) | 策定スケジュールについて | P26 |

(1) 計画の策定経過

○会議等の開催経過

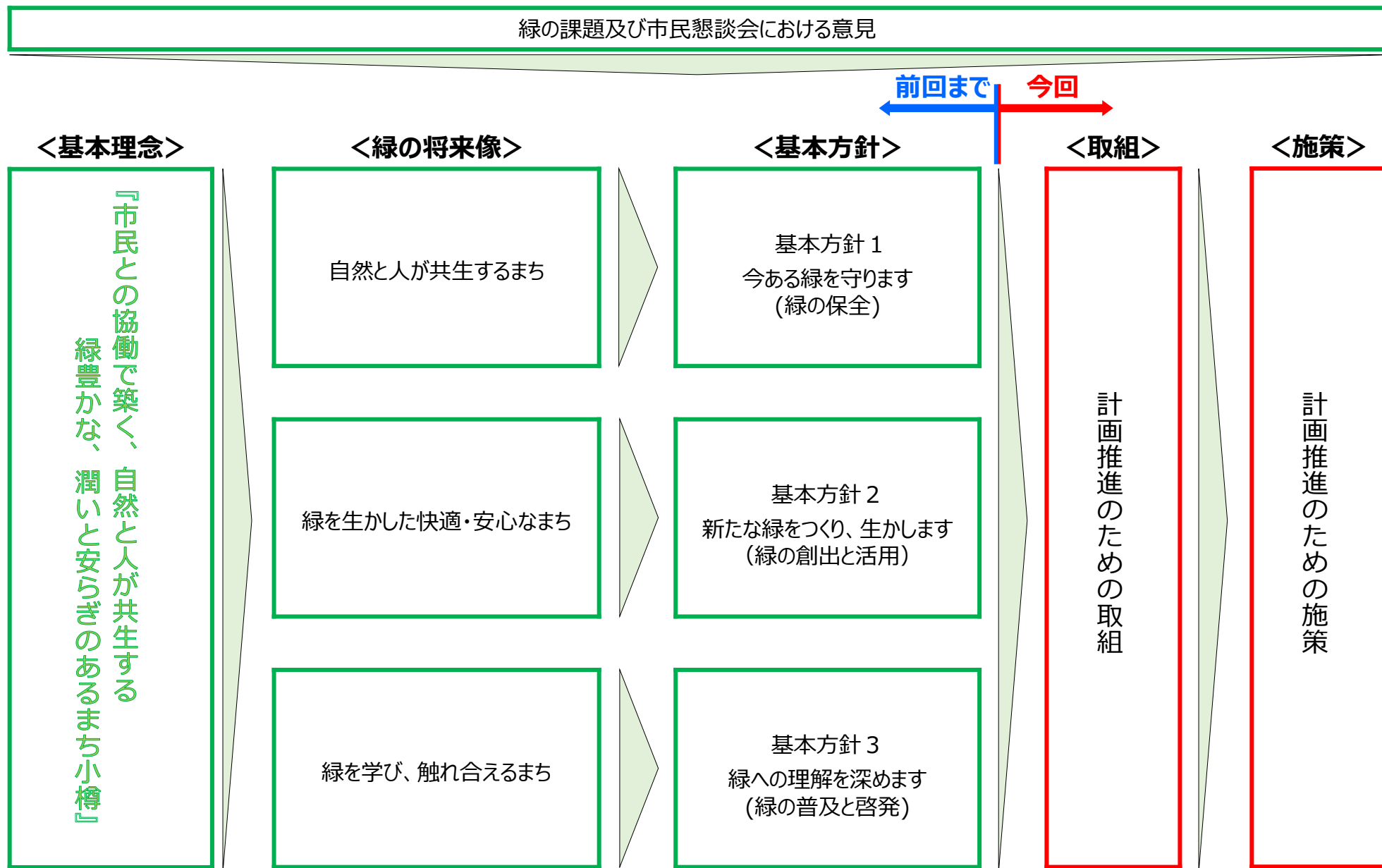
	第 1 回	第 2 回	第 3 回
庁内調整会議	令和 3 年 1 0 月 1 1 日 (月)	令和 4 年 1 月 1 1 日 (火)	令和 4 年 7 月 1 日 (金)
関係部長会議	令和 3 年 1 0 月 2 5 日 (月)	令和 4 年 4 月 1 3 日 (月)	令和 4 年 7 月 2 2 日 (金)
策 定 委 員 会	令和 3 年 1 1 月 1 2 日 (金)	令和 4 年 5 月 1 3 日 (金)	令和 4 年 8 月 5 日 (金)
市 民 懇 談 会	令和 3 年 1 1 月 6 日 (土)	令和 4 年 1 1 月中旬 (予定)	

○計画の構成（素案作成まで）



(2) 計画推進のための取組及び施策

計画推進のための取組及び施策の体系



(2) 計画推進のための取組及び施策

3つの「基本方針」より、以下のとおり7つの「取組」を定めます。

基本方針

基本方針1 今ある緑を守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

基本方針2 新たな緑をつくり、生かします（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

基本方針3 緑への理解を深めます（緑の普及と啓発）

本市では、長橋なえば公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

取組

施策

取組1 都市環境を形成する緑の保全

主要施策：①(P4)、②(P5)

取組2 身近に触れ合う緑の保全

主要施策：③(P6)

取組3 魅力ある公園づくり

主要施策：④(P7)、⑤(P8)

取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成

主要施策：⑥(P9、10)、⑦(P11)

取組5 緑のネットワークの活用

主要施策：⑧(P12)、⑨(P13)、⑩(P14)

取組6 緑を守り育てる体制の充実

主要施策：⑪(P15)、⑫(P16)

取組7 緑と触れ合う機会の充実

主要施策：⑬(P17)、⑭(P18)

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策① 骨格的緑地の保全

< 基本方針 >

基本方針 1 今ある緑を守ります (緑の保全)

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林地や海岸線の斜面樹林地が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

< 取組 >

取組 1 都市環境を形成する緑の保全

都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

< 主要施策① >

【骨格的緑地の保全】

本市の個性的なまちなみの形成や都市防災上重要な役割を果たし、多様な生き物の生息・生育環境となっている「丘陵樹林地」、「海岸線」、「河川」及び「農地」は、豊かな自然環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

< 具体的な施策 >

【丘陵樹林地の保全：保安林などの指定】

赤岩山から春香山などに至る市街地背後の丘陵樹林地は、森林法による「保安林」及び「地域森林計画対象民有林」並びに北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区」及び「自然景観保護地区」の指定が継続され、都市環境を良好に維持していく上で重要な緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

【海岸線の保全：自然公園などの指定】

祝津海岸から蘭島海岸に至る海岸線は、自然公園法による「自然公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）」の指定が継続され、都市景観を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

また、海岸線に存在する樹林地は、森林法による「保安林」及び張碓海岸の一部を北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区」の指定が継続され、飛砂防止などの機能を有する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

【河川の保全：河川区域の指定】

勝納川などは、河川法による「河川区域」の指定が継続され、市街地における連続性のある美しい水辺環境を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

【農地の保全：農用地区域の指定】

蘭島や忍路の農地は、農業振興地域の整備に関する法律により「農用地区域」の指定が継続され、台風や集中豪雨による水害を軽減する雨水の貯水機能を持った緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策② 水辺環境の保全・活用

< 基本方針 >

基本方針 1 今ある緑を守ります (緑の保全)

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

< 取組 >

取組 1 都市環境を形成する緑の保全

都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

< 主要施策② >

【水辺環境の保全・活用】

自然豊かな水辺地とその周辺の樹林地は、潤いのある都市景観を形成する重要な景観資源として、保全・活用に努めます。

< 具体的な施策 >

【水辺環境の保全・活用：保安林などの指定】

自然豊かな水辺環境を形成する河川とその上流部にある水辺環境の一体的な保全・活用に努めます。

・朝里川の上流部にあるオタルナイ湖周辺の樹林地は、森林法による「保安林」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

・勝納川の上流部にある奥沢水源地周辺は、森林法による「保安林」及び北海道自然環境等保全条例による「自然景観保護地区」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めるとともに、風致公園として良好な自然景観や歴史的資産を生かした水辺環境の活用を検討します。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策③ 身近な樹林地の保全及び樹木の保存

< 基本方針 >

基本方針 1 今ある緑を守ります (緑の保全)

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

< 取組 >

取組 2 身近に触れ合う緑の保全

身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として次世代に継承できるよう保全に努めます。

< 主要施策③ >

【身近な樹林地の保全及び樹木の保存】

市街地に存在する樹林地や樹木については、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進することにより、良好な都市環境を形成するほか、歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

< 具体的な施策 >

【社寺境内林の保全：保全配慮地区などの指定】

市街地に残された社寺境内林のうち、小樽稲荷神社、住吉神社及び水天宮の「保全配慮地区」や、住吉神社の北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

【樹林の保全及び樹木の保存：記念保護樹木などの指定】

市民に親しまれ、地域的美観風致を維持し、都市景観を形成する樹林の保全及び樹木の保存に努めます。

- ・長昌寺の夫婦銀杏及び恵美須神社の桑は、北海道自然環境等保全条例による「記念保護樹木」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

- ・手宮公園の栗林などは、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保全樹林」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

- ・社寺境内などに存在する樹木は、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保存樹木」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策④ 公園・緑地の整備

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、**市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備**、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 3 魅力ある公園づくり

市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。

< 主要施策④ >

【公園・緑地の整備】

人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約により、都市の利便性を向上させ、快適・安心なまちづくりを目指し、公園・緑地の整備を図ります。

< 具体的な施策 >

【都市公園の適正な配置】

都市公園の適正な配置については、市民ニーズや地域の利用形態に対応するよう検討するとともに、長期未整備の都市計画公園などの未整備公園の必要性等を総合的に検証し、都市再生特別措置法に基づく小樽市立地適正化計画（策定中）と適合を図り、必要な見直しを行います。

【都市公園の機能の集約】

都市公園の機能の集約については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した公園となるよう検討するとともに、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新を図ります。

【都市公園の整備】

市民ニーズや地域の利用形態に応じた都市公園の整備を図ります。

- ・未整備公園については、市民の憩いの場などとして整備を図ります。
- ・自然豊かな水辺環境を形成している奥沢水源地周辺は、その良好な自然景観や歴史的資産を生かした風致公園として整備を検討します。
- ・銭函地区の工業地に就業者等のための運動や憩いの場などとして地区公園や、騒音、振動等に対する環境保全の役割を果たす緑地として、緩衝緑地の整備に努めます。

【公共施設緑地の整備】

小樽港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間を創出するため、港湾緑地の整備を図ります。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑤ 公園・緑地の魅力向上

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、**市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備**、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 3 魅力ある公園づくり

市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や**地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備**を図ります。

< 主要施策⑤ >

【公園・緑地の魅力向上】

冬期間の有効利用など、市民に広く親しまれる、誰もが快適・安心に利用できる公園・緑地の魅力向上に努めます。

< 具体的な施策 >

【公園施設の充実】

老朽化した公園施設については、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき計画的な更新を進めるとともに、子育てや介護環境に配慮し、誰もが快適・安心に公園を利用できるよう公園施設の充実に努めます。

- ・小樽公園、手宮公園及び長橋なえぼ公園の総合公園については、都市のレクリエーション拠点として施設整備の充実に努めます。
- ・トイレや駐車場などの公園施設の整備については、バリアフリー化に努めます。
- ・市民の健康維持・増進の場として、トレーニング機能を備えた施設整備に努めます。

【冬期間の公園利用】

からまつ公園ではクロスカントリースキーなどの冬期利用がされており、そのほかの公園においても市民ニーズや地域の利用形態に対応した利活用を検討します。

【公園・緑地の維持管理】

公園・緑地は小樽市公園施設長寿命化計画等に基づき、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保や機能保全を図りつつ、適正な時期に補修若しくは更新を行うなど、計画的な公園施設の維持管理に努めます。

- ・公園施設の維持管理については、事故防止を最優先するため、法令に基づく定期点検のほか日常点検を実施し、安全性の確保に努めます。
- ・樹木の落枝や倒木による被害の発生を防止するため、公園・緑地の日常点検に合わせて状況把握を行い、必要に応じて剪定や伐木のほか、補植による維持管理に努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑥ 公共公益施設の緑化(1/2)

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 4 花と緑で癒されるまちなみの形成 (緑の創出と活用)

市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

< 主要施策⑥ >

【公共公益施設の緑化】

公共公益施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

< 具体的な施策 (1/2) >

【公園の緑化】

市民のレクリエーションや憩いの場として身近に自然が感じられ、地域に親しまれる空間が形成されるよう、公園の緑化に努めます。

- ・地域に親しまれる空間の創出に向けて、地域の特性に合わせた樹木・草花による公園の緑化に努めます。
- ・緑化活動の拠点として、植樹・植花が可能な空間の提供に努めます。
- ・公園については、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めます。

【道路の緑化】

公園や河川などと結ぶ緑のネットワークの形成に向けて、都市の防災性の向上や連続性のある美しい景観となるよう、道路の緑化に努めます。

- ・街路樹などについては、老木や枯損などの状況把握に努め、剪定や伐木のほか、樹高や落葉などを考慮した植栽などの維持管理を図ります。また、緑化されていない道路については、既存の植樹柵への植栽やプランターの設置などによる緑化を検討します。
- ・駅前や幹線道路など地域の顔となる道路の交差点付近には、花壇やプランターの設置などにより、市街地における潤いと安らぎある空間の確保に努めます。

【河川の緑化】

河川管理者や地域との連携を図りながら、水辺環境の生物多様性の確保、親水性の向上や周辺環境に配慮した河川整備がされるよう努めます。

- ・河川整備については、水棲生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の形成がされるよう努めます。
- ・勝納川などの良好な水辺環境において、連続性のある美しい水辺景観を楽しめるような修景緑化を施した散策路などの整備がされるよう努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑥ 公共公益施設の緑化(2/2)

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 4 花と緑で癒されるまちなみの形成

市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

< 主要施策⑥ >

【公共公益施設の緑化】

公共公益施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

< 具体的な施策 (2/2) >

【学校などの緑化】

子どもが自然の仕組みや大切さが学べるよう、地域を彩る草花等の植栽による修景緑化など、身近に緑と触れ合える空間の確保に努めます。

【その他の公共公益施設の緑化】

市役所などの官公庁施設においては、潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進に努めます。

- ・新設する一定規模以上の施設では、市街地における良好な都市環境を維持するために必要な緑地の確保に努めます。
- ・市役所、総合体育館などの市有施設については、樹木や草花による緑化の推進に努めます。また、国や北海道の施設に対しても緑化の推進を要請していきます。
- ・新たな緑地となりうる土地を利活用した緑化の推進を検討します。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑦ 民有地の緑化

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 4 花と緑で癒されるまちなみの形成

市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

< 主要施策⑦ >

【民有地の緑化】

花と緑であふれ、潤いと安らぎのある都市環境を創出していくため、周辺の自然環境などと調和した民有地の緑化に努めます。

< 具体的な施策 >

【住宅地、商業地及び工業地の緑化】

市民・事業者・行政の協働により、各地域の特性に応じた緑化の推進に努めます。

- ・住宅地では、良好な住環境の維持・創出に向けた緑化の促進に努めます。
- ・商業地では、地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成に向けた緑化の促進に努めます。
- ・工業地では、周辺の環境向上に向けた個々の工場敷地内の緑化の促進に努めます。

【緑化に関する制度の活用】

都市緑地法のほか、条例等による助成制度などの活用を図ります。

- ・「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」により、緑化活動団体による快適な都市環境の創出を支援します。
- ・一定規模以上の新築する建築物や開発行為などを行う場合は、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」及び「小樽市開発指導要綱」などに基つき、植生の維持又は回復及び緑化の推進に努めるよう指導します。

【市街地の緑化】

緑が少ない市街地については、残された緑を保全するとともに民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみの形成に向けて、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」に基づく支援により、限られたスペースを効果的に活用したガーデニングなどによる緑化活動を促進します。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑧ エコロジカルネットワークの形成

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組めます。

< 主要施策⑧ >

【エコロジカルネットワークの形成】

多様な生き物の都市郊外における生息・生育環境となる樹林地などの緑地、市街地の拠点となる都市公園などの緑地、それらの緑地を有機的に結び移動空間となる河川や道路などの連続性のある緑地の適正な維持管理に努めることで、エコロジカルネットワークの形成に取り組めます。

< 具体的な施策 >

【生物多様性に配慮した緑地の保全】

エコロジカルネットワークの形成においては、全域でシジュウカラやホオジロなどの森林性鳥類やヒバリなどの草原性鳥類が移動、繁殖できる環境や、カワセミやオオヨシキリなどの鳥類が繁殖し、また、ニホンザリガニ、ハナカジカ、エゾサンショウオなどの水棲生物が生息できる水辺環境が形成されるよう、下表に示す方策に基づき、生物多様性に配慮した緑地の保全に努めます。

区 分	保 全 の 方 策
丘陵樹林地	・都市郊外の丘陵樹林地は、多様な生き物の生息・生育環境を形成する良好な自然環境として、法令等を活用して緑地の保全に努めます。 ・多様な生き物の生息・生育環境やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、自然環境への配慮を促します。
海岸線	・自然公園や海岸線の樹林地は、法令等を活用して緑地の保全に努めます。
都市公園	・都市公園は、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めることで、市街地における多様な生き物の生息・生育環境の創出に努めます。
道 路	・街路樹などの適正な維持管理やプランターの設置により緑化を推進し、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。
河 川	・河川は、清掃活動などの実施により、水棲生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の維持管理を行い、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。
社寺境内林	・社寺境内林などの樹林及び樹木は、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として、条例等を活用して維持保全に努めます。
公共公益施設 民有地	・公共公益施設などの空地は、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化を推進し、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として創出に努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑨ 防災ネットワークの形成

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組めます。

< 主要施策⑨ >

【防災ネットワークの形成】

災害時における安全を確保するため、避難地としての機能を有する公園・緑地や火災時に延焼を抑制する幹線道路などを活用し、適正な維持管理に努めることで、防災ネットワークの形成に取り組めます。

< 具体的な施策 >

【防災拠点としての公園・緑地の活用】

災害時における安全を確保するため、市民の広域的な避難地として、小樽市地域防災計画において「指定緊急避難場所」に位置付けられている総合公園の手宮公園（陸上競技場）と小樽公園（花園グラウンド）のほか、緊急時において人や物資を安全、迅速に輸送するためのヘリポートとして活用されている公園・緑地を適正に維持管理し、防災機能の確保に努めます。

【防火帯としての道路の緑化】

幹線道路などについては、災害時の火災延焼を抑制する防火帯として、街路樹などの適正な維持管理に努め、地域の特性に合わせた緑化の推進により、防災ネットワークの形成に取り組めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑩ レクリエーションネットワークの形成

< 基本方針 >

基本方針 2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

< 取組 >

取組 5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組めます。

< 主要施策⑩ >

【レクリエーションネットワークの形成】

多様なレクリエーション活動の場を備えた都市環境を形成するため、市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び、レクリエーションネットワークの形成に取り組めます。

< 具体的な施策 >

【拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用】

レクリエーションネットワークの形成においては、多くの人が自然や歴史文化を体感でき、都市公園などのレクリエーション拠点間の回遊性を高めるよう、回遊路となる歩行者空間の創出・活用に努めます。

- ・多くの人が利用でき、総合公園などの拠点となるレクリエーションネットワークの整備・保全に努めます。
- ・拠点となる都市公園などとネットワークを形成するため、回遊路となる道路及び河川において、快適性の高い歩行者空間の創出に努めます。
- ・自然歩道などの回遊路においては、レクリエーションの場として多くの人が気軽に楽しめるよう、案内板などの充実に努めます。
- ・運河沿いにおいては、本市の自然や歴史文化を感じることができる水辺環境の回遊路として周辺の歴史的建造物と一体となった緑化に努めます。
- ・市街地における連続性のある緑地を形成し、本市の観光拠点間を結び歩行者空間を有した旧国鉄手宮線を歴史的なまちなみを散策できる回遊路として維持管理に努め、活用を図ります。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑪ 緑化を推進する体制づくり

< 基本方針 >

基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、**市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要**です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、**多くの市民が緑化活動などに参加できる体制**と緑を学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

< 取組 >

取組6 緑を守り育てる体制の充実

都市の緑化推進や公園の維持管理など、**緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成**を目指します。

< 主要施策⑪ >

【緑化を推進する体制づくり】

都市の緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働により緑化を推進する体制の充実を図ります。

< 具体的な施策 >

【緑化活動団体の育成】

自然観察会などの行事を通じて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶとともに、学校などと連携するボランティア団体の育成に努めます。

【緑化活動への支援】

公園の清掃、除草などを行う公園愛護会や花の育成管理に関する知識と技術を有するフラワーマスターなどが花のまちづくりリーダーとして効果的に活躍できるよう支援します。

・町内会などの緑化活動団体や事業者による緑化活動などに対して、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」及び「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく助成や資材の支給などにより、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

【市民参加による公園づくり】

老朽化した公園施設の更新に合わせてアンケート調査を行い、市民ニーズに対応した公園づくりを進めるとともに、公園愛護会などの身近な公園の維持管理や緑化活動に協力する地域ボランティアの拡充を目指します。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑫ 緑を育む基礎づくり

< 基本方針 >

基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、**市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要**です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と**緑を学び、触れ合う機会の充実**を図っていきます。

< 取組 >

取組6 緑を守り育てる体制の充実

都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

< 主要施策⑫ >

【緑を育む基礎づくり】

市民・事業者・行政の協働による緑地の保全や緑化を推進するため、身近な緑を守り育てていくことへの理解を深める機会の充実を図ります。

< 具体的な施策 >

【緑化手法の検討】

地域の特性ある景観などを生かした緑化手法を検討し、市民ニーズに対応した緑化の推進を図ります。

【緑化推進制度の周知】

市民・事業者・行政の協働により緑化を推進するため、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」による助成制度の周知を図ります。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑬ 緑化環境の充実

< 基本方針 >

基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

< 取組 >

取組7 緑と触れ合う機会の充実

都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合う機会の充実を図ります。

< 主要施策⑬ >

【緑化環境の充実】

市民が暮らしの中で花と緑を身近に感じ、緑化イベント等を通して緑に対する理解を深めることを目指し、市民一人ひとりの緑を楽しむ緑化環境の充実を図ります。

< 具体的な施策 >

【緑化イベントの開催】

花と緑で癒されるまちなみの形成に向けた草花種子・球根等の無料配布など、新たな緑化イベントの開催を検討します。

【自然観察会の開催】

身近な自然への理解と興味を高めるために、長橋なえぼ公園を活用した自然観察会の定期的な開催を継続します。

【広報活動の充実】

緑への理解を深めるために、保存樹木等の指定状況や公園愛護会の緑化活動、緑化イベントの開催等をホームページのほか様々な広報手法を用いて、緑化に関する情報を共有し、広報活動の充実を図ります。

(2) 計画推進のための取組及び施策

主要施策⑭ 教育環境の充実

< 基本方針 >

基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合う機会の充実に図っていきます。

< 取組 >

取組7 緑と触れ合う機会の充実

都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合う機会の充実に図ります。

< 主要施策⑭ >

【教育環境の充実】

緑を育む担い手として、市民が緑化活動への参加意欲を高め、緑の育て方や樹種の選定、維持管理の手法など、身近な緑について学べる教育環境の充実に努めます。

< 具体的な施策 >

【野外学習の場の活用】

市民が多様な生き物と触れ合いながら緑を学ぶため、生きた教材となる野外学習の場として長橋なえぼ公園（森の自然館）及び手宮公園（手宮緑化植物園）の活用を促進します。

【学習機会の充実】

若い世代の担い手の育成に向けて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶために、フラワーマスターや学校などの協力を得ながら、身近な緑に触れ合い学べる機会の充実に努めます。

(2) 計画推進のための取組及び施策

計画推進のための施策の体系

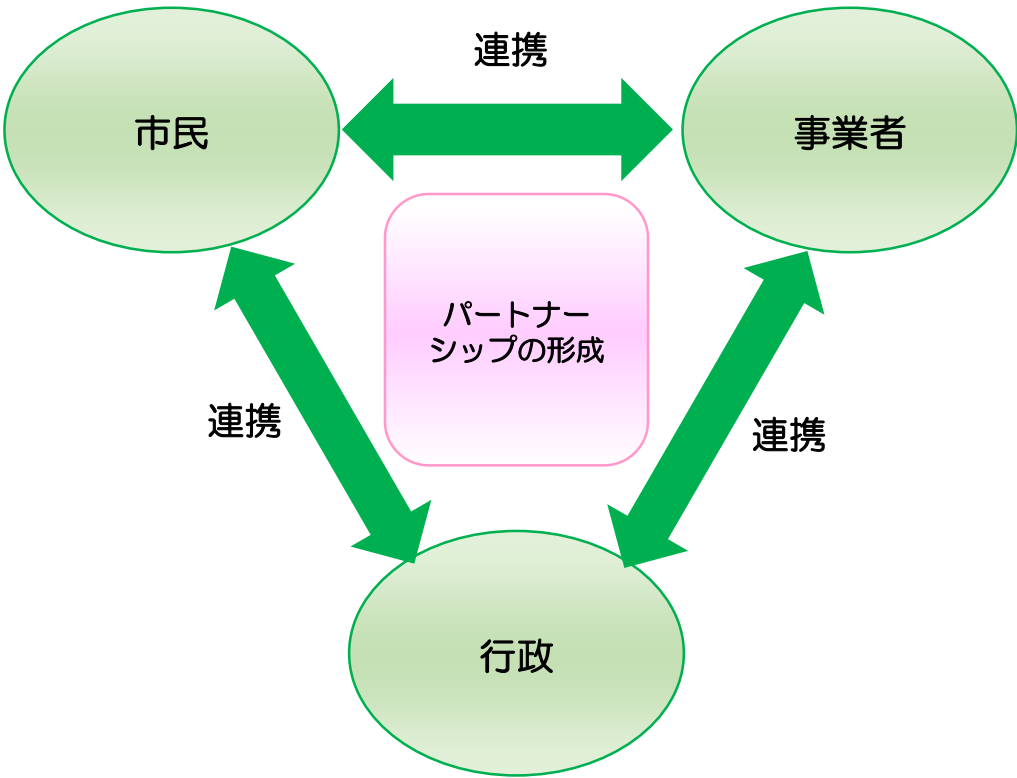
基本理念	緑の将来像	基本方針	取組	主要施策	具体的な施策
『市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』	自然と人が 共生するまち	基本方針 1 今ある緑を守ります (緑の保全)	【取組 1】 都市環境を形成する緑の保全	①骨格的緑地の保全	○丘陵樹林地の保全 ○海岸線の保全 ○河川の保全 ○農地の保全
				②水辺環境の保全・活用	○水辺環境の保全・活用
			【取組 2】 身近に触れ合う緑の保全	③身近な樹林地の保全及び樹木の保存	○社寺境内林の保全 ○樹林の保全及び樹木の保存
	緑を生かした快適・安心なまち	基本方針 2 新たな緑をつくり、 生かします (緑の創出と活用)	【取組 3】 魅力ある公園づくり	④公園・緑地の整備	○都市公園の適正な配置 ○都市公園の機能の集約 ○都市公園の整備 ○公共施設緑地の整備
				⑤公園・緑地の魅力向上	○公園施設の充実 ○冬期間の公園利用 ○公園・緑地の維持管理
			【取組 4】 花と緑で癒されるまちなみの形成	⑥公共公益施設の緑化	○公園の緑化 ○道路の緑化 ○河川の緑化 ○学校などの緑化 ○その他の公共公益施設の緑化
				⑦民有地の緑化	○住宅地、商業地及び工業地の緑化 ○緑化に関する制度の活用 ○市街地の緑化
			【取組 5】 緑のネットワークの活用	⑧エコロジカルネットワークの形成	○生物多様性に配慮した緑地の保全
				⑨防災ネットワークの形成	○防災拠点としての公園・緑地の活用 ○防火帯としての道路の緑化
				⑩レクリエーションネットワークの形成	○拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用
	緑を学び、 触れ合えるまち	基本方針 3 緑への理解を 深めます (緑の普及と啓発)	【取組 6】 緑を守り育てる体制の充実	⑪緑化を推進する体制づくり	○緑化活動団体の育成 ○緑化活動への支援 ○市民参加による公園づくり
				⑫緑を育む基礎づくり	○緑化手法の検討 ○緑化推進制度の周知
			【取組 7】 緑と触れ合う機会の充実	⑬緑化環境の充実	○緑化イベントの開催 ○自然観察会の開催 ○広報活動の充実
				⑭教育環境の充実	○野外学習の場の活用 ○学習機会の充実

(3) 計画の推進体制及び推進管理

計画の推進体制

本計画の実現に向けた施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政がパートナーとして連携を図るための協働の仕組みと役割分担を以下のように定めます。

【市民・事業者・行政による協働の仕組み】



【市民・事業者・行政の役割分担】

市民	【緑の保全】
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全・保存 など
	【緑の創出と活用】
	○レクリエーションの場として公園の活用 ○公共公益施設の緑化 ○住宅敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域との連携による緑化 など
事業者	【緑の普及と啓発】
	○緑化活動への参加 ○制度等を活用した緑化活動の実施 ○公園づくりに関する提案と維持管理への協力 など
	【緑の保全】
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全・保存 ○建築・開発行為等に伴う自然環境に配慮した緑地の確保 など
行政	【緑の創出と活用】
	○公共公益施設の緑化 ○事業所敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域による緑化 など
	【緑の普及と啓発】
	○緑化活動への参加 ○制度等を活用した緑化活動の実施 など
行政	【緑の保全】
	○法令等を活用した緑地の保全 ○開発行為等に伴う緑化の指導 など
	【緑の創出と活用】
	○公園・緑地の整備 ○公園・緑地の維持管理 ○公園の利活用に向けた公園施設の充実 ○公共公益施設の緑化 ○制度等を活用した緑化活動の支援 ○緑化に関する情報発信 ○緑のネットワークの形成 など
行政	【緑の普及と啓発】
	○緑に親しむ機会の創出と情報発信 ○緑化活動に対する支援制度の充実 ○市民参加による公園づくり ○緑化に対する学習機会と環境の充実 など

(3) 計画の推進体制及び推進管理

計画の推進プログラム

計画の実現に向けて、目標を段階的に達成しつつ、着実に実施していくことを基本とし、策定年の令和5年(2023年)から目標年次である令和14年(2032年)までの10年間を5年ごとに前期と後期に分け、施策ごとの推進プログラムを設定します。

【推進プログラム＜緑の保全＞】

主要施策（①～③）		実施目標		実施主体		
		前期	後期			
		R5～R9	R10～R14	市民	事業者	行政
緑の保全	主要施策①：骨格的緑地の保全					
	・丘陵樹林地の保全			○	○	○
	・海岸線の保全					○
	・河川の保全					○
	・農地の保全			○	○	
	主要施策②：水辺環境の保全・活用					
	・水辺環境の保全・活用					○
	主要施策③：身近な樹林地の保全及び樹木の保存					
	・社寺境内林の保全				○	
	・樹林の保全及び樹木の保存			○	○	○

前期：関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定します。
 後期：計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

(3) 計画の推進体制及び推進管理

【推進プログラム＜緑の創出と活用＞（1/2）】

主要施策（④～⑥）		実施目標		実施主体		
		前期	後期			
		R5～R9	R10～R14	市民	事業者	行政
緑の創出と活用	主要施策④：公園・緑地の整備					
	・都市公園の適正な配置					○
	・都市公園の機能の集約					○
	・都市公園の整備					○
	・公共施設緑地の整備					○
	主要施策⑤：公園・緑地の魅力向上					
	・公園施設の充実					○
	・冬期間の公園利用			○		○
	・公園・緑地の維持管理					○
	主要施策⑥：公共公益施設の緑化					
	・公園の緑化			○	○	○
	・道路の緑化			○	○	○
	・河川の緑化			○		○
	・学校などの緑化			○		○
	・その他の公共公益施設の緑化			○		○

前期：関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定します。

後期：計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

(3) 計画の推進体制及び推進管理

【推進プログラム＜緑の創出と活用＞（2/2）】

主要施策（⑦～⑩）		実施目標		実施主体		
		前期	後期			
		R5～R9	R10～R14	市民	事業者	行政
緑の創出と活用	主要施策⑦：民有地の緑化					
	・住宅地、商業地及び工業地の緑化			○	○	
	・緑化に関する制度の活用			○	○	
	・市街地の緑化			○	○	
	主要施策⑧：エコロジカルネットワークの形成					
	・生物多様性に配慮した緑地の保全			○	○	○
	主要施策⑨：防災ネットワークの形成					
	・防災拠点としての公園・緑地の活用					○
	・防火帯としての道路の緑化					○
	主要施策⑩：レクリエーションネットワークの形成					
	・拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用			○	○	○

前期：関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定します。

後期：計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

(3) 計画の推進体制及び推進管理

【推進プログラム＜緑の普及と啓発＞】

主要施策（⑪～⑭）		実施目標		実施主体		
		前期	後期			
		R5～R9	R10～R14	市民	事業者	行政
緑の普及と啓発	主要施策⑪：緑化を推進する体制づくり					
	・緑化活動団体の育成					○
	・緑化活動への支援					○
	・市民参加による公園づくり			○		
	主要施策⑫：緑を育む基礎づくり					
	・緑化手法の検討					○
	・緑化推進制度の周知					○
	主要施策⑬：緑化環境の充実					
	・緑化イベントの開催					○
	・自然観察会の開催					○
	・広報活動の充実					○
	主要施策⑭：教育環境の充実					
	・野外学習の場の活用					○
	・学習機会の充実					○

前期：関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定します。

後期：計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

（３）計画の推進体制及び推進管理

計画の推進管理

（１）計画の推進管理

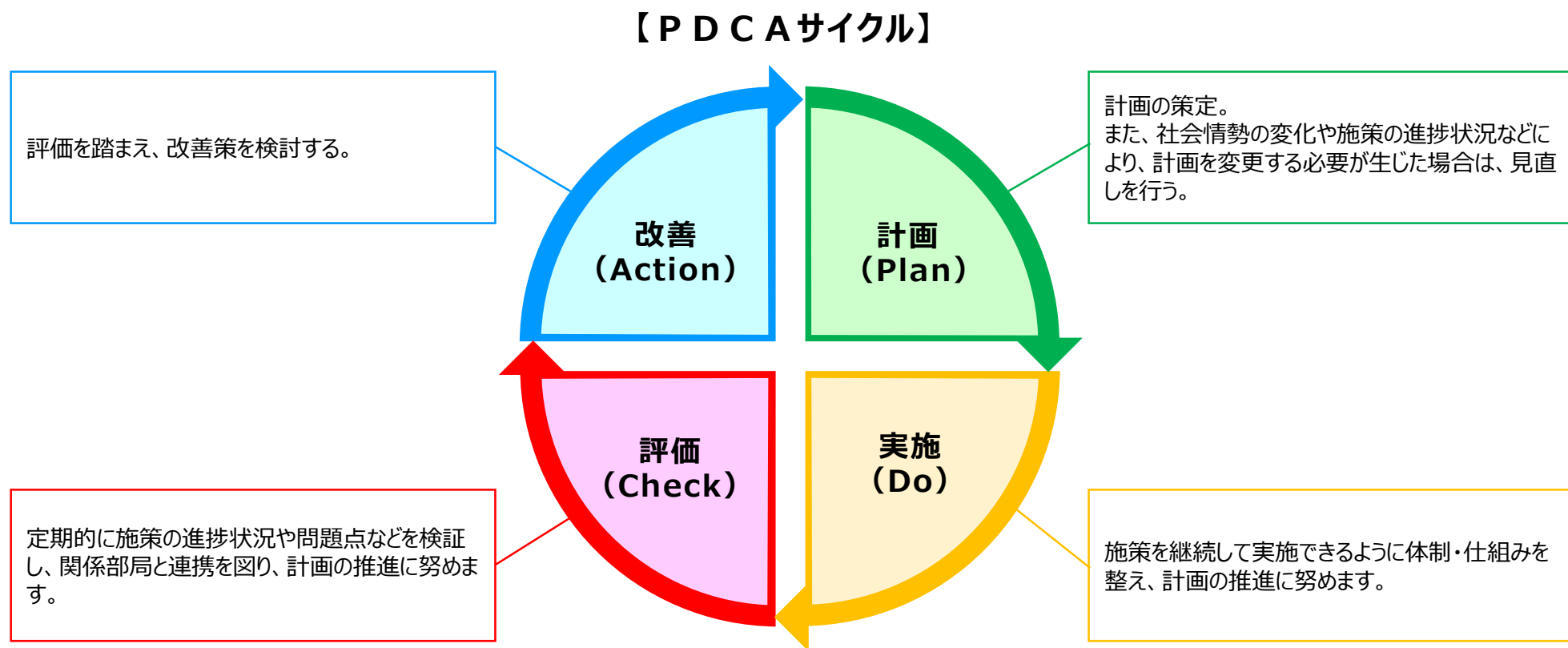
計画の推進管理は、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況などの検証・評価（Check）、評価に基づいた改善策（Action）を検討するPDCAサイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。

（２）関係機関との連携及び協力要請

上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。

（３）計画の見直しの実施

計画の見直しは、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、「小樽市立地適正化計画」の策定に伴い、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。



(4) 策定スケジュール

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内調整会議							1回 ● ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について			2回 ● ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針		
関係部長会議							1回 ○ ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について					
策定委員会								1回 ■ ・現況調査結果報告 ・現況評価と課題について				
都市計画審議会										(報告) ▲ ・現計画の実績報告 ・スケジュール		
市議会			2定 ◆ ・策定概要 ・スケジュール			3定	決特		4定 ◆ ・現計画の実績報告 ・スケジュール			1定
市民				●→ (公募期間)			(市民懇談会)	◇ 1回 ・緑地が有する4つの機能 ・ワークショップ				

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内調整会議				● 3回 ・計画推進のための施策 ・計画の推進体制及び推進管理			4回 ● ・素案				● 5回 ・パブリックコメント結果報告 ・原案	
関係部長会議	○ 2回 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針			3回 ○ ・計画推進のための施策 ・計画の推進体制及び推進管理				○ 4回 ・素案			○ 5回 ・パブリックコメント・計画策定 結果報告 ・原案	○
策定委員会		■ 2回 ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針		■ 3回 ・計画推進のための施策 ・計画の推進体制及び推進管理				4回 ■ ・素案作成			5回 ■ ・パブリックコメント結果報告 ・計画案作成	
都市計画審議会												・策定報告 ※R5.7予定
市議会			2定 ◆ ・計画の基本方針と目標 ・緑地の配置方針 ・スケジュール			3定 ◆ 決特 ・計画推進のための施策 ・計画の推進体制及び推進管理 ・スケジュール			4定 ◆ ・素案報告		・パブリックコメント結果報告 ・計画案報告	◆ 1定
市民							(市民懇談会)	◇ 2回 ・素案 ・ワークショップ	●→ (パブコメ手続) (パブコメ意見集約・回答)			